

恵庭市建設工事等の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札の公正な競争の促進を図るため、恵庭市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「建設工事等」という。）について実施する競争入札に係る入札執行後の予定価格の公表（以下「事後公表」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後公表を行う建設工事等は、その予定価格が1,000万円以上のものから恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会において選定する。

(事後公表の周知)

第3条 事後公表を行うものとした競争入札については、予定価格を事後公表とする旨を明記して入札公告を行う。

(事後公表の時期)

第4条 事後公表は、落札者決定後、速やかに入札結果と併せて公表するものとする。ただし入札が不調となった場合は公表しない。

(再度入札)

第5条 事後公表を行うものとした競争入札について、開札した結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。なお、入札者は、再度入札に当たっては、入札書に積算内訳書を提出することを要しない。

2 再度入札の執行回数は、2回を限度とする。

3 再度入札を行う場合は、前回の開札の結果、予定価格を超えた入札のうちで最低価格であったものの額を入札者に通知する。

4 2回の再度入札を行い落札者がいないときは、当該入札を中止するものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に規定する随意契約をいう。）を行うことができる。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 当初入札において不着又は辞退となった者
- (2) 当初入札において無効又は失格の入札をした者
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から実施する。